

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
1	支援金の支給対象者	フリーランスですが、求職者を雇った場合、支援金の対象になりますか。	支援金の対象になります。ただし、雇い入れた方を雇用保険に加入させる必要があるため、雇用保険の適用事業主である必要があります。	2ページ I-1	令和2年 10月16日	
2	支援金の支給対象者	最近創業したところですが、求職者を雇った場合、支援金の対象になりますか。	支援金の対象になります。創業時期は問いません。ただし、雇入れた方を雇用保険に加入させる必要があるため、雇用保険の適用事業主である必要があります。	2ページ I-2	令和2年 10月16日	
3	支援金の支給対象者	事業主のうち法人にはどのようなものが含まれますか。	国、地方公共団体、宗教上の組織又は団体、政党その他政治団体は対象外ですが、これら以外の法人（医療法人、NPO法人、国や地方自治体の出資法人等）は対象です。	2ページ I-2	令和2年 10月16日	
4	支援金の支給対象者	本社所在地が国外の企業も支援金の対象になりますか。	雇い入れた方を雇用保険に加入させているなどの要件を満たした場合、支援金の対象になります。ただし、支援金の振込先口座は、日本国内の金融機関を指定してください。	2ページ I-2	令和2年 10月16日	
5	支援金の支給対象者	募集要項の1ページに記載のある兄弟会社とは何ですか。	親会社の子会社相互間をいいます。例えば、図のA社から見たB社又はC社のことです。 	2ページ I-2	令和2年 10月16日	
6	支援金の支給対象者	労働基準法その他の関係法令の違反歴がないこととは、具体的にどのようなことですか。	厚生労働省が、労働関係法令違反として公表している事案や障害者雇用促進法に基づき公表している事案を違反歴とします。支給申請日の前日を起算日とする過去1年間にこれらの違反歴があれば、支援金の対象外となります。	4ページ II-1-(4)	令和2年 10月16日	
7	雇用形態	6か月の試用期間を設けている場合、正規雇用か非正規雇用か、どちらになりますか。	労働契約期間の定めがなければ正規雇用、定めがあれば非正規雇用となります。	3ページ I-3	令和2年 10月16日	
8	雇用形態	非正規で雇った人を3か月以内に正規雇用に変換した場合はどうなりますか。	雇入れてから3か月後における雇い入れ区分（正規雇用）で申請してください。 (例 1月1日雇入れの場合、3月31日時点の雇入れ区分)	3ページ I-3	令和2年 10月16日	令和4年 3月7日

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
9	求人	令和2年10月1日より前から求人サイトに求人を掲載していますが、支援金の対象になりますか。	支援金の対象になりません。 令和2年10月1日以降に、府の特設サイトにある求人特集に求人を掲載し、応募があった求職者を採用することを要件の1つにしています。	3ページ II-1-(1)	令和2年 10月16日	
10	求人	ハローワークに求人を掲載し、雇用した場合、支援金の対象になりますか。	ハローワークを通じて雇用された場合は、支援金の対象になりません。	3ページ II-1-(1)	令和2年 10月16日	
11	求人	コンソーシアムに登録している民間人材サービス事業者に求人を掲載すれば良いのですか。	コンソーシアムに登録している民間人材サービス事業者が大阪府と連携して実施している求人特集 (http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/index.html#kyyuujin) に求人を掲載してください。。	3ページ II-1-(1)	令和2年 10月16日	
12	雇入れ	令和2年10月1日より前に雇った人がいるが、支援金の対象になるのですか。	令和2年10月1日以降の雇入れを支援金の支給対象にしておりますので、令和2年10月1日より前の雇入れは対象になりません。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
13	雇入れ	本制度を知らずに、府の特設サイトにある求人特集以外から人材を採用した場合、支援金の対象になりますか。	支援金の対象になりません。 本支援金制度は、府の特設サイトにある求人特集に求人を掲載し、応募があった求職者を採用することを要件の1つにしています。	3ページ II-1-(1)(2)	令和2年 10月16日	
14	雇入れ	求人特集への求人掲載期間の終了後、応募があった場合は対象になりますか。	民間人材サービス事業者が大阪府と連携して実施している求人特集に求人を掲載した事実があれば、求人掲載期間の終了後の応募であっても、対象になります。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
15	雇入れ	既存のアルバイト人員を一旦解雇して、非正規または、正規で雇った場合でも支援金の対象になりますか。	本支援金を受給するために、既存の従業員を解雇し、再度雇用した場合、事前に雇入れすることが決まっていた者に該当するため、支援金の対象になりません。	5ページ II-2-(2)	令和2年 10月16日	
16	雇入れ	自社で雇用した人を、他社から請け負った業務に従事させる場合、支援金の対象になりますか。	労働契約を締結しているのであれば、支援金の対象になります。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
17	3か月の継続雇用	労働契約締結日と実際に勤務を開始する日が異なる場合、3か月の雇用期間の起算日はいつですか。	労働契約期間の初日を起算日としてください。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
18	3か月の継続雇用	雇入れ後、無給の期間が1か月あり、その後3か月間給料を支払って雇用した場合、雇入れ後3か月の継続雇用を行ったことになりますか。	労働契約の締結後、3か月の雇用期間中に無給期間があれば支援金の対象になりません。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
19	3か月の継続雇用	雇入れ後3か月の雇用期間中、本人都合の欠勤により無給の日が発生した場合は、支援金の対象になりますか。	本人都合による欠勤であれば、賃金を支給していない無給の日があっても、本人都合で欠勤したことが大阪府で確認できた場合、支援金の支給対象になります。本人都合で欠勤したことが証明できる資料（診断書など）の写しを提出してください。	3ページ II-1-(2)	令和2年 12月23日	
20	労働契約	1年更新で契約している社員が満期に至り、契約更新した場合は対象になりますか。	労働契約の更新は支援金の対象になりません。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
21	労働契約	3か月より短い労働契約は支援金の対象になりますか。	民間人材サービス事業者が大阪府と連携して実施している求人特集に求人を掲載し、雇い入れた方について、3か月より短い労働契約期間であっても、契約更新により3か月の継続雇用を行っている場合、支援金の対象になります。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
22	人材派遣	常用雇用型派遣とはどのような形態の人材派遣ですか。	派遣元事業者が労働者を常時雇用し、労働者を派遣先事業所に派遣することです。派遣元事業者と派遣先事業者間の派遣契約の終了に伴って、派遣元事業者と労働者の雇用関係が終了する場合、常用雇用型派遣には該当しません。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
23	人材派遣	紹介予定派遣は支援金の対象になりますか。	派遣期間終了後、本人と派遣先事業主の双方が合意した場合、派遣先事業主に直接雇用される紹介予定派遣については、民間人材サービス事業者が大阪府と連携して実施している求人特集への求人掲載を通じ、紹介予定派遣としての受入れ期間終了後、派遣先企業が直接雇用することについては支援金の対象となります。なお、その場合、3か月の継続雇用の期間に、派遣期間は含まないため、直接雇用後、3か月間継続雇用を行うことが要件になります。紹介予定派遣として派遣元事業者が雇い入れすることは対象になりません。	3ページ II-1-(2)	令和2年 10月16日	
24	被雇用者	前職が雇用保険未加入の場合、離職を証明する書類がありませんが、支援金の対象になりますか。	前職で雇用保険に加入していたかどうかは問いません。支援金の申請にあたり、退職証明書等の離職年月日の確認ができる書類の写しを提出してください。提出が困難な場合は、申立書及び離職日がわかる履歴書の写しを提出してください。	5ページ II-2-(1)	令和2年 10月16日	
25	被雇用者	採用しようとしている方が他の企業に在籍中で、転職をされる場合、支援金の対象になりますか。	支援金の対象になります。	5ページ II-2-(1)	令和2年 10月16日	
26	被雇用者	他社で勤務をしている人を自社で雇い入れ、ダブルワークをすることになっていますが、支援金の対象になりますか。	以前ダブルワークをしていた人が、令和2年4月1日以降、どちらかの仕事を離職している場合、支援金の対象になります。	5ページ II-2-(1)	令和3年 2月19日	令和3年 2月19日

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
27	被雇用者	新卒学生を採用した場合、支援金の対象になりますか。	卒業後未就職の方は対象になりますが、いわゆる新卒採用は支援金の対象になりません。	5ページ II-2-(1)	令和2年 10月16日	
28	被雇用者	60歳のシニアを雇い入れた場合、支援金の対象になりますか。	支援金の対象になります。年齢制限は設けておりません。	5ページ II-2-(1)	令和2年 10月16日	
29	被雇用者	日雇労働者として雇用した場合は支援金の対象になりますか。	支援金の対象になりません。	3ページ II-1-(2)(3)	令和2年 10月16日	
30	被雇用者	外国人の雇入れは支援金の対象になりますか。	大阪府内に住所を有する方であれば支援金の対象です。ただし、就労が可能な在留資格である必要があります。	5ページ II-2-(3)	令和2年 10月16日	
31	被雇用者	大学等を中退した者を雇い入れた場合は、対象となりますか。	令和2年3月31日以降、中退した方は支援金の対象になります。	5ページ II-2-(1)	令和2年 10月16日	
32	被雇用者	家族を雇い入れた場合、対象になりますか。	個人事業主等と同居している親族については、雇用保険への加入が原則としてできないことになっており、その場合、支援金の対象になりません。	5ページ II-2-(2)	令和2年 10月16日	
33	被雇用者	府内に居住している人を雇い入れましたが、住所地が府外であった場合、対象になりますか。	住民票の住所が大阪府外の方は支援金の対象になりません。	5ページ II-2-(3)	令和2年 10月16日	

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
34	被雇用者	新たに雇い入れた人が、特設サイトでの求職者情報の登録を行っていなかったため、特設サイト求職登録番号がありません。対象外でしょうか。	雇い入れた方が求職者登録をおこなっていない場合は、求職者情報の登録を不要としました。 なお、支援金の申請において必要となる「特設サイト求職者登録番号」は、求職者登録をしている方はその番号、登録していない方は「0」を7桁入力してください。	—	令和2年 10月16日	令和3年 2月19日
35	被雇用者	雇い入れた方が求職者情報の登録をしていることが支給要件の1つになっていましたが、現在の募集要項ではそのような規定はありません。どうなったのですか。	求職者登録をしている方はその番号、登録していない方は「0」を7桁入力してください。	—	令和3年 2月19日	令和3年 2月19日
36	Web登録	求人の掲載を行いました。支援金申請のWeb登録はいつ行えばいいですか。	求職者を雇ってからできるだけ1月以内にWeb登録を行ってください。雇う前の登録は不要です。	8ページ（1）	令和2年 10月16日	
37	申請書類	雇入れ通知書や労働条件通知書は作成していません。他に代替となる書類はありますか。	雇入れ通知書や労働条件通知書といった名称の書面でなくても構いませんので、労働者に労働条件を明示した書面の写しを添付してください。労働基準法により、労働者に対し、労働条件を書面で明示することが義務付けられています。	15ページ 申請に必要な書類4	令和2年 10月16日	
38	申請書類	締切期限までに給与明細または賃金台帳が間に合いませんが、どのようにすればよいですか。	給与明細または賃金台帳を除く申請書類を締切り期限までに提出してください。給与明細又は賃金台帳については整ってからの提出をお願いします。	15ページ 申請に必要な書類6	令和2年 10月16日	令和3年 6月2日
39	雇入れ期限延長 関係	今回新たに雇い入れた（2人目以降）ため、2回目の雇用促進支援金の手続きを行います。1人目の雇入れは令和4年3月以前で、既にWEB登録は済ませています。改めて府HPから登録をする必要がありますか。	府HPの登録フォームからの新規登録は不要です。 初回登録時にメールにて通知したMYページ（事業者情報）内に、被雇用者情報の登録用URLを二種類（「令和4年3月31日以前の雇入れ申請用」及び「令和4年4月1日以降の雇入れ申請用」）を掲載していますので、そこから入力してください。 ※メールを紛失している場合は、支援金事務局（06-4794-7050）から被雇用者登録用URLを送付しますので、お問い合わせ下さい。	10ページ	令和4年 1月26日	令和4年 4月1日

大阪府雇用促進支援金 求人事業者向けFAQ

	項目	内容	回答	大阪府雇用促進支援金募集要項 該当箇所	作成日	更新日
40	3か月継続雇用の末日の考え方について	3か月継続雇用の期間の算定方法を教えてください。	月単位で計算しますが、初日は数えません。 例えば、雇入れ日が令和3年12月2日の場合、3か月後は令和4年3月1日になります。なお、令和4年2月は28日までのため、雇入れ日が令和3年11月29日、30日、12月1日の場合、いずれも3か月後は令和4年2月28日となります。	—	令和4年 1月26日	
41	支援金	支援金は課税対象になりますか。	税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されますので、所得金額により課税対象となります。	—	令和2年 10月16日	
42	支援金	国や市町村の助成金も申請しても構わないですか。	構いません。ただし、国や市町村の助成金において、支給の制限等がある場合も考えられますので、各実施機関にご確認ください。	—	令和2年 10月16日	